

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則

(地域福祉国保課)

ページ  
一

## 規 則

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会(以下「審議会」といふ。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項を処理する。

- 一 福祉サービス第三者評価機関の認証に関すること。
- 二 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- 三 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- 四 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- 五 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- 六 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- 七 その他第三者評価事業の推進に関すること。

### (組織)

第三条 審議会は、委員三十六人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 福祉事業関係者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、次条に規定する全体会に属する委員のうちからそれぞれ互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(全体会)

第六条 審議会の会議(以下「全体会」という。)に属すべき委員は、知事が指名する。

2 全体会は、会長が招集する。

3 全体会の議長は、会長が務める。

4 会長及び副会長に事故があるとき、又はそれらが欠けたときは、全体会に属する委員のうちから互選された者が議長を務める。

5 全体会は、その委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

6 全体会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、全体会の委員以外の者を全体会に出席させて意見を述べさせることができる。

8 やむを得ない理由のため全体会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第五項及び第六項の規定の適用については、出席したものとみなす。

9 会長は、全体会の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合には、委員に対し書面で賛否を求め、これをもって全体会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会には、第一条に掲げる事項を検討するため、共通システム専門部会、高

齢専門部会、障害専門部会及び児童専門部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、知事が指名する。

3 各部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

6 部会の会議の議長は、部会長が務める。

7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから互選された者が議長を務める。

8 前条(第一項から第四項までの規定を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、全体会及び共通システム専門部会に係るものにあつては健康福祉部地域福祉国保課、高齢専門部会に係るものにあつては同部高齢福祉課、障害専門部会に係るものにあつては同部障害福祉課、児童専門部会に係るものにあつては同部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が全体会又は部会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。